

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積りを募集します。

令和8年4月13日

独立行政法人水資源機構

琵琶湖総合管理所長 加藤 正典

### 1. 目的

この歩掛参考見積りの募集は、独立行政法人水資源機構琵琶湖総合管理所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。なお、歩掛参考見積書の様式は問いませんが、件名として「航路維持浚渫等設計業務（仮称）」と記載してください。
- (2) 提出期間 令和8年4月22日（水）から令和8年4月27日（月）まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先 独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所長 加藤 正典 宛  
【担当】管理課 河野（かわの）  
〒520-0243 滋賀県大津市堅田2-1-10  
TEL：077-574-0680 FAX：077-574-1739  
メールアドレス：mizu-soukan@green.ocn.ne.jp

### (4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAXまたはメール（社印があること）により提出するものとします。（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

#### 4. 参考見積りの内容

##### (1) 基本条件、作業項目及び作業内容

別紙-1 に示す第 1 章第 4 節「航路維持浚渫詳細設計」から第 6 節「協議資料作成」について必要な技術者の員数を別紙-2「歩掛参考見積書作成例」を参照して記入してください。

##### (2) 業務費の構成と歩掛参考見積徴取範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）（以下、「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「基本条件、作業項目及び作業内容」を実施する為に必要な技術者の人数等を徴取します。

なお、見積有効期限は令和 9 年 3 月末としてください。

##### (3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

#### 5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

(1) 提出期間 令和 8 年 4 月 13（月）から令和 8 年 4 月 16 日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出先 3. (3) に同じ

(3) 提出方法 3. (4) に同じ

#### 6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間 令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 4 月 27 日（月）まで

(2) 閲覧方法 ホームページに掲載します。

#### 7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積書提出者の負担とします。

#### 8. ヒアリング

提出して頂いた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

#### 9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

## 業 務 内 容

### 第 1 章 航路維持浚渫設計

#### 第 1 節 業務目的

本業務は、航路測量（測量箇所は令和 8 年度航路測量位置図を参照）の成果品である実測平面図に基づき、航路維持浚渫工事に必要な平面設計、施工計画検討及び各種数量計算、協議資料作成を行うことを目的とする。

#### 第 2 節 業務場所

滋賀県大津市、彦根市、東近江市、近江八幡市、草津市、高島市地内

#### 第 3 節 設計条件

航路維持浚渫詳細設計の条件は、次のとおりとする。

1. 航 路 敷 高：B.S.L.-4.5m～B.S.L.-3.5m（航路によって異なる）
2. 航 路 幅：10m～68m（航路によって異なる）
3. 掘削法面勾配：1:5 を標準とする

#### 第 4 節 航路維持浚渫詳細設計

##### 4-1. 設計図の作成

受注者は、次表の設計図を作成するものとする。

| 設計図名称         | 縮 尺            | 備 考     |
|---------------|----------------|---------|
| 航路浚渫平面図       | 1/500又は1/1,000 | 着色平面図含む |
| 横 断 図         | 1/100～1/200    | 航路浚渫    |
| その他監督員が指示する図面 |                |         |

##### (1) 航路浚渫平面図

受注者は、実測平面図を用いて、航路浚渫平面図（参考図-2）を作成するものとする。

##### (2) 横断図

受注者は、航路浚渫平面図を用いて、横断図を作成するものとする。また、横断図には、掘削断面積を記入するものとする。

航路浚渫の横断図は、原則として 20m 間隔で作成するものとするが、航路の始点より 100m 以上離れた区間については、40m 間隔で作成して良いものとする。

なお、航路の変化点、浚渫の対象範囲の終点となる側線など、数量計算に必要な側線についても横断図を作成するものとする。

## 4-2. 数量計算

受注者は、作成した設計図に基づき、浚渫土量を算出するものとし、施設毎にとりまとめるものとする。

また、数量の算出には、国土交通省技術政策研究所ホームページ掲載の「土木工事数量算出要領」を使用するものとする。

なお、作成した着色平面図（参考図-1）及び数量計算結果（航路堆砂土量）については、第5節施工計画の対象航路選定に使用する。

## 第5節 施工計画

受注者は、監督員が別途指示する対象航路について、以下の検討及び資料作成を行うものとする。また、対象航路については、本業務で作成する着色平面図及び堆積土量等を参考に、航路諸関係者との協議等を経て、指示する予定である。

なお、航路諸関係者との協議等により、監督員が対象航路数の変更を指示した場合は、設計変更の対象とする。

### 5-1. 施工計画検討

受注者は、経済的かつ合理的な工事費用を算定するために必要な施工計画（仮設資材転用計画含む）を立案し、施工計画書を作成するものとする。また、施工計画の検討には工程検討を含むものとする。

なお、施工計画（仮設資材転用計画含む）の作成にあたっては、過年度成果を考慮して検討を行う必要がある場合がある。

### 5-2. 仮設図作成

受注者は、監督員が指示した対象航路について、汚濁防止フェンス及びH形鋼の杭長・規格を選定し、第4節で作成した平面図に汚濁防止フェンス及びH形鋼等の仕様を記載した指定仮設平面図（参考図-3）を作成するものとする。

## 第6節 協議資料作成

受注者は、監督員が指示した対象航路について、航路浚渫平面図、横断図、指定仮設平面図を用い、関連法協議の申請に必要な浚渫平面図（参考図-4）、協議用横断図（参考図-5）、協議用指定仮設平面図（参考図-6）、申請位置図（縮尺 1/5,000 及び 1/25,000）（参考図-7）、航空写真（参考図-8）及び現場写真（参考図-9）を作成するものとする。また、協議図面はA4判とし、縮尺はこれに適応させるものとする。

なお、申請位置図（縮尺 1/5,000 及び 25,000）（参考図-7）及び航空写真（参考図-8）については、監督員が元データを提供するので、受注者にて加工して作成するものとする。

## 第7節 その他の留意事項

1. 図面タイトル上の区域は、施工上必要な注意事項を記入するため、原則として構造図等を記入してはならない。
2. 測点、土被り、延長及び寸法等については、単位を明示し、明示しない場合は原則 mm 単位で表示するものとする。
3. 平面図については、下記の(1)、(2)によるものとする。
  - (1) 監督員が提供する資料を基に作成するものとする。
  - (2) 接合部は、接合線を記入し、その位置を明確にするものとする。
4. 土工横断図は、算出根拠となる区分線及び数値を記入するものとする。
5. 図面は、工事発注の設計図として使用するため、工事施工の出来形管理及び品質管理に必要な諸元を記載するものとする。また、数量計算に使用した側線の位置及び横断図を全て記載するものとする。
6. 数量計算書には、算出根拠図を添付するものとする。
7. 数量算出根拠図に基づき、工事発注に対応した各工種別数量計算書を作成するものとする。
8. 数量計算書は、積算に対応できるようにとりまとめるものとする。

－ 以 上 －

## 航路維持浚渫設計

航路延長1km当たり

| 項 目        | 技師長 | 主任技師 | 技師 (A) | 技師 (B) | 技師 (C) | 技術員 | 備 考 |
|------------|-----|------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 航路維持浚渫詳細設計 |     |      |        |        |        |     |     |
| 設計図の作成     |     |      |        |        |        |     |     |
| 数量計算       |     |      |        |        |        |     |     |

※航路延長1km当たりの人数を記入してください。

※歩掛補正がある場合は、補正後の人数を記入してください。

1箇所当たり

| 項 目    | 技師長 | 主任技師 | 技師 (A) | 技師 (B) | 技師 (C) | 技術員 | 備 考 |
|--------|-----|------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 施工計画   |     |      |        |        |        |     |     |
| 施工計画検討 |     |      |        |        |        |     |     |
| 仮設図作成  |     |      |        |        |        |     |     |
| 協議資料作成 |     |      |        |        |        |     |     |

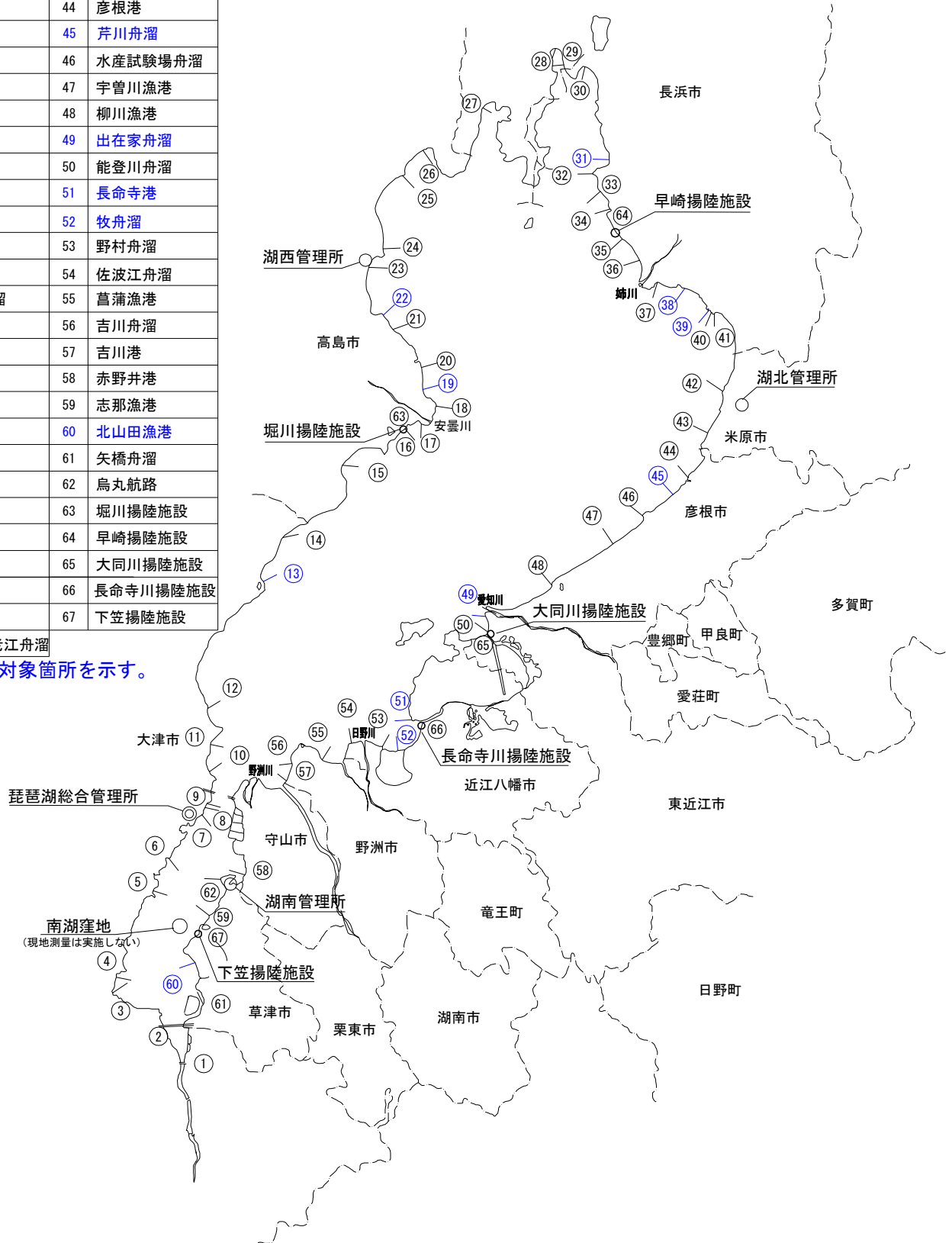
※航路1箇所当たりの人数を記入してください。

※歩掛補正がある場合は、補正後の人数を記入してください。

| 番号 | 施設名       | 番号 | 施設名      |
|----|-----------|----|----------|
| 1  | 粟津航路      | 35 | 早崎港      |
| 2  | 膳所港       | 36 | 八木浜舟溜    |
| 3  | 大津港       | 37 | 南浜漁港     |
| 4  | 大津舟溜      | 38 | 相撲舟溜     |
| 5  | 若宮舟溜      | 39 | 長浜舟溜     |
| 6  | 雄琴港       | 40 | 長浜港      |
| 7  | 西の切舟溜     | 41 | 米川舟溜     |
| 8  | 堅田港       | 42 | 天野川舟溜    |
| 9  | 堅田漁港      | 43 | 磯漁港      |
| 10 | 真野舟溜      | 44 | 彦根港      |
| 11 | 小野舟溜      | 45 | 芹川舟溜     |
| 12 | 和迹舟溜      | 46 | 水産試験場舟溜  |
| 13 | 南小松港      | 47 | 宇曾川漁港    |
| 14 | 北小松漁港     | 48 | 柳川漁港     |
| 15 | 大溝漁港      | 49 | 出在家舟溜    |
| 16 | 堀川舟溜      | 50 | 能登川舟溜    |
| 17 | 南船木舟溜     | 51 | 長命寺港     |
| 18 | 新堀舟溜      | 52 | 牧舟溜      |
| 19 | 北舟木漁港     | 53 | 野村舟溜     |
| 20 | 生水川舟溜     | 54 | 佐波江舟溜    |
| 21 | 針江大川舟溜    | 55 | 菖蒲漁港     |
| 22 | 新川舟溜      | 56 | 吉川舟溜     |
| 23 | 今津漁港      | 57 | 吉川港      |
| 24 | 浜分漁港      | 58 | 赤野井港     |
| 25 | 知内漁港      | 59 | 志那漁港     |
| 26 | 海津舟溜      | 60 | 北山田漁港    |
| 27 | 大浦漁港      | 61 | 矢橋舟溜     |
| 28 | 塩津港       | 62 | 烏丸航路     |
| 29 | 大辛舟溜      | 63 | 堀川揚陸施設   |
| 30 | 飯浦舟溜      | 64 | 早崎揚陸施設   |
| 31 | 片山港       | 65 | 大同川揚陸施設  |
| 32 | 尾上漁港      | 66 | 長命寺川揚陸施設 |
| 33 | 今西舟溜      | 67 | 下笠揚陸施設   |
| 34 | 延勝寺・海老江舟溜 |    |          |

## ● R 8 深浅測量位置図

※青字は測量対象箇所を示す。

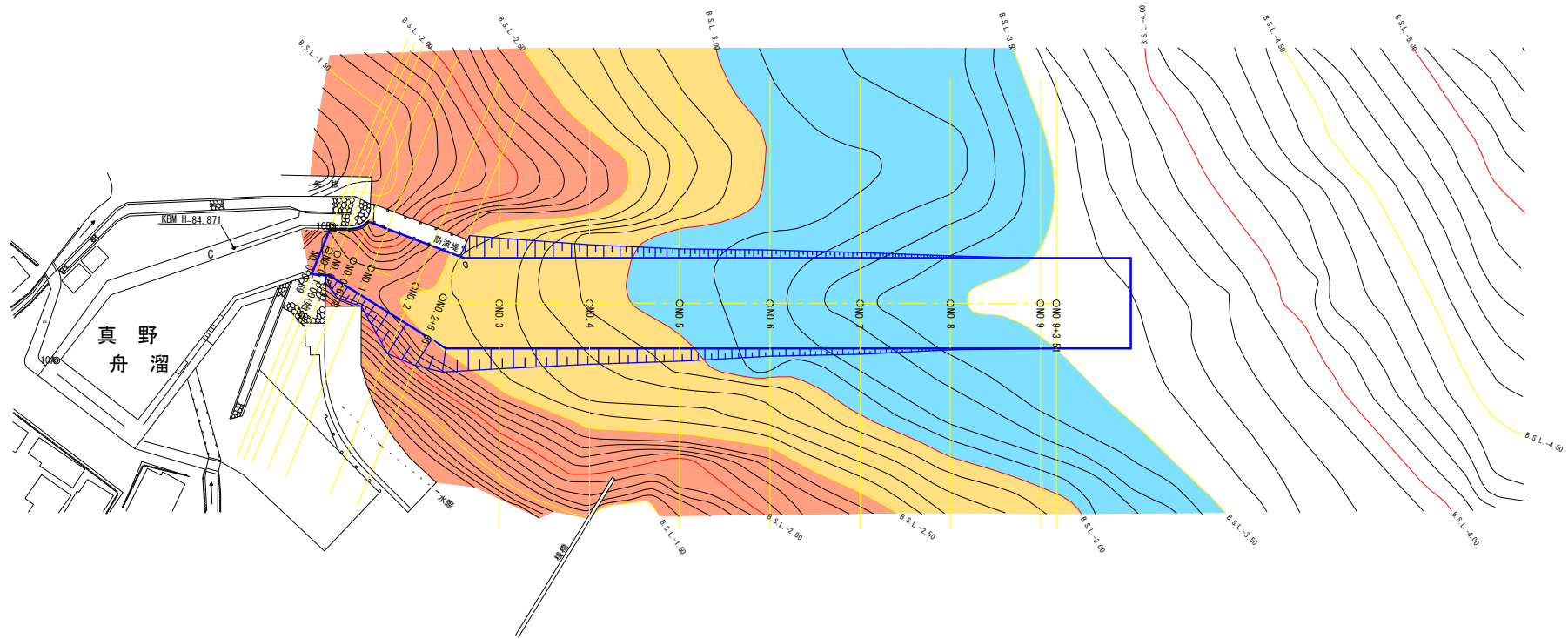


# 着色平面図 (参考図-1)



|    |                |
|----|----------------|
| 凡例 |                |
|    | 航路             |
| 諸元 |                |
| 延長 | L=180m         |
| 幅  | W=20m          |
| 敷高 | B. S. L. -3.5m |

|     |          |  |
|-----|----------|--|
| 堆砂量 | 0.0~0.5m |  |
| 堆砂量 | 0.5~1.0m |  |
| 堆砂量 | 1.0m以上   |  |



注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではありません

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371 |      |
| 工事名 琵琶                        |      |
| 名称 着色平面図 (10) 真野舟溜            |      |
| S=1:500                       |      |
| 登録番号                          | 整理番号 |
| 独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所         |      |

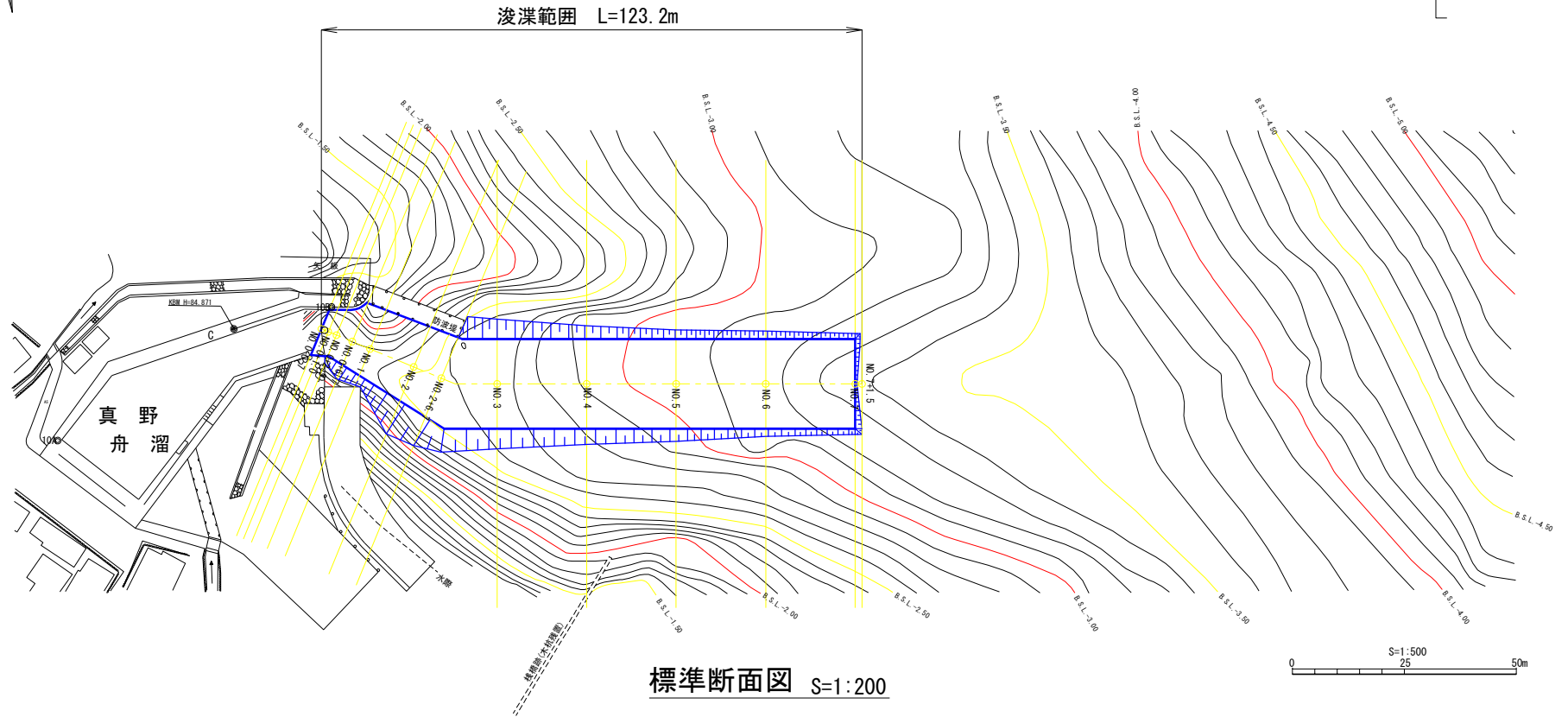
(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 航路浚渫平面図(参考図-2)

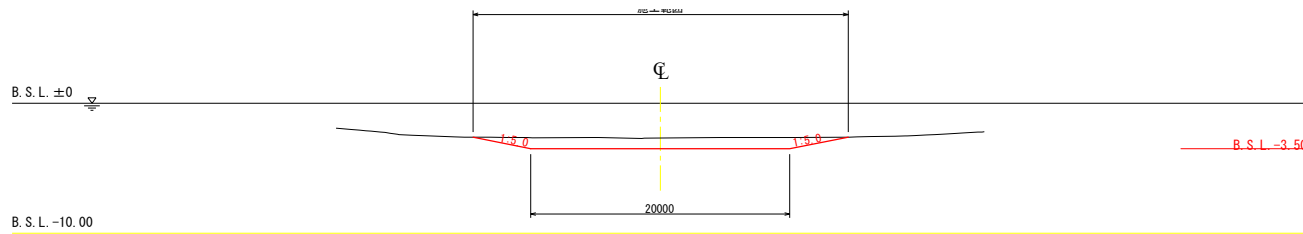
注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



| 凡 例 |                |
|-----|----------------|
|     | 航 路            |
| 諸 元 |                |
| 延長  | L=180m         |
| 幅   | W=20m          |
| 敷高  | B. S. L. -3.5m |



標準断面図 S=1:200



|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371 |      |
| 工 事 名 務                       |      |
| 名 称 浚渫平面図 (10) 真野舟溜           |      |
| S=1:500                       |      |
| 登録番号                          | 整理番号 |
| 独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所         |      |

(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 指定仮設平面図(参考図-3)

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



凡例

|                         |
|-------------------------|
| 汚濁防止フェンス H=1.0m L= 0m   |
| 汚濁防止フェンス H=2.0m L= 20m  |
| 汚濁防止フェンス H=3.0m L= 100m |
| 汚濁防止フェンス H=4.0m L= 200m |
| 汚濁防止フェンス H=5.0m L= 180m |
| 汚濁防止フェンス H=6.0m L= 0m   |
| 汚濁防止フェンス H=7.0m L= 0m   |
| 汚濁防止フェンス H=8.0m L= 0m   |

凡例

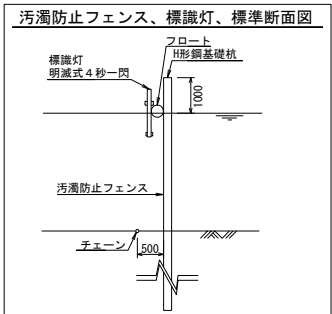
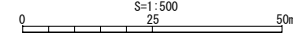
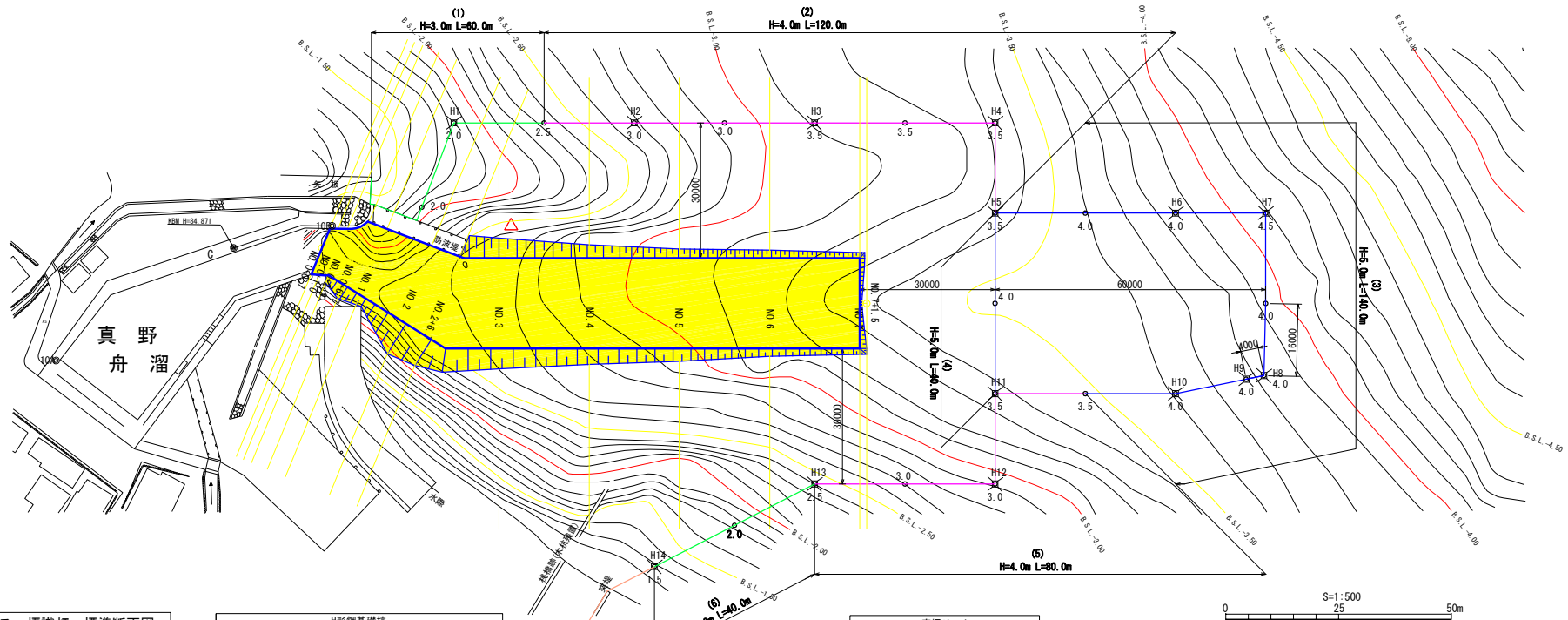
- 汚濁防止フェンス継目
- ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯あり)
- ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯なし)
- 浚渫範囲

凡例

- 航路

諸元

|    |                |
|----|----------------|
| 延長 | L=180m         |
| 幅  | W=20m          |
| 敷高 | B. S. L. -3.5m |



H形鋼基礎杭

| 番号  | 規格                      | 根入れ長        |
|-----|-------------------------|-------------|
| H1  | H-250×250×9×14 L= 8.5m  | 根入れ長L=5.33m |
| H2  | H-300×300×10×15 L=10.0m | 根入れ長L=5.97m |
| H3  | H-300×300×10×15 L=10.5m | 根入れ長L=5.97m |
| H4  | H-300×300×10×15 L=10.5m | 根入れ長L=5.97m |
| H5  | H-300×300×10×15 L=10.5m | 根入れ長L=5.97m |
| H6  | H-300×300×10×15 L=11.0m | 根入れ長L=5.97m |
| H7  | H-350×350×12×19 L=12.5m | 根入れ長L=6.81m |
| H8  | H-250×250×9×14 L=10.5m  | 根入れ長L=5.33m |
| H9  | H-300×300×10×15 L=11.0m | 根入れ長L=5.97m |
| H10 | H-300×300×10×15 L=11.0m | 根入れ長L=5.97m |
| H11 | H-300×300×10×15 L=10.5m | 根入れ長L=5.97m |
| H12 | H-300×300×10×15 L=10.0m | 根入れ長L=5.97m |
| H13 | H-250×250×9×14 L= 9.0m  | 根入れ長L=5.33m |
| H14 | H-250×250×9×14 L= 8.0m  | 根入れ長L=5.33m |

座標リスト

| 点名  | X          | Y         |
|-----|------------|-----------|
| H1  | -96237.022 | -6667.631 |
| H2  | -96243.265 | -6628.121 |
| H3  | -96249.508 | -6588.611 |
| H4  | -96255.750 | -6549.101 |
| H5  | -96275.505 | -6552.225 |
| H6  | -96281.747 | -6512.715 |
| H7  | -96284.968 | -6492.960 |
| H8  | -96320.358 | -6498.977 |
| H9  | -96320.538 | -6502.973 |
| H10 | -96321.257 | -6518.957 |
| H11 | -96315.015 | -6558.467 |
| H12 | -96334.770 | -6561.587 |
| H13 | -96328.527 | -6601.097 |
| H14 | -96341.086 | -6639.074 |

汚濁防止フェンス

| 番号 | 設計規格            |
|----|-----------------|
| 1  | H=3.0m L=60.0m  |
| 2  | H=4.0m L=120.0m |
| 3  | H=5.0m L=140.0m |
| 4  | H=5.0m L=40.0m  |
| 5  | H=4.0m L=80.0m  |
| 6  | H=3.0m L=40.0m  |
| 7  | H=2.0m L=20.0m  |

琵琶湖標準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371

工事名 務

名称 指定仮設平面図 (10) 真野舟溜  
S=1:500

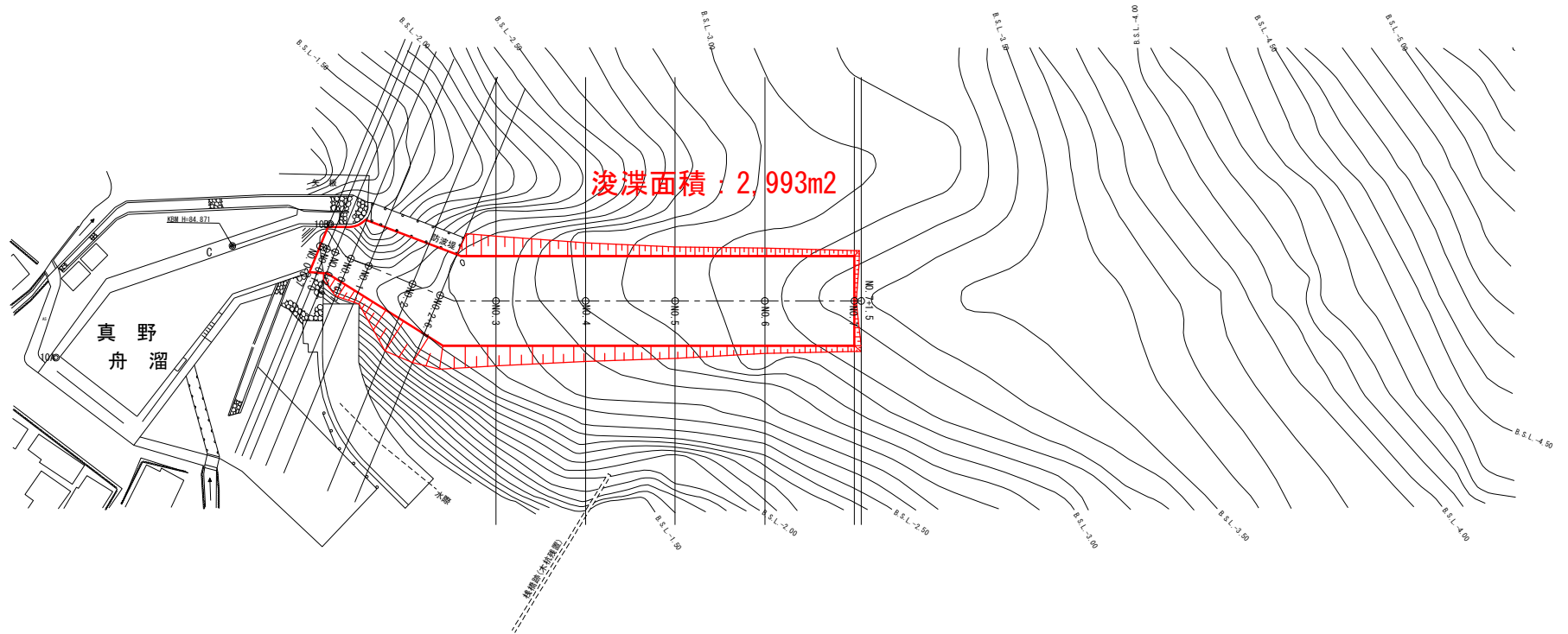
登録番号 整理番号

独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所

(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 浚渫平面図(参考図-4)

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない

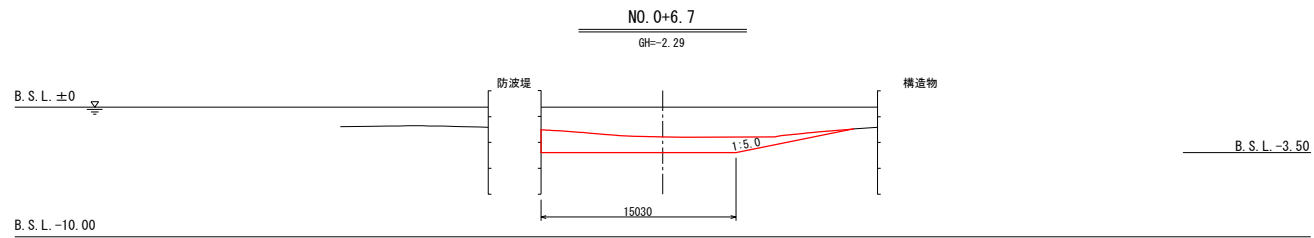
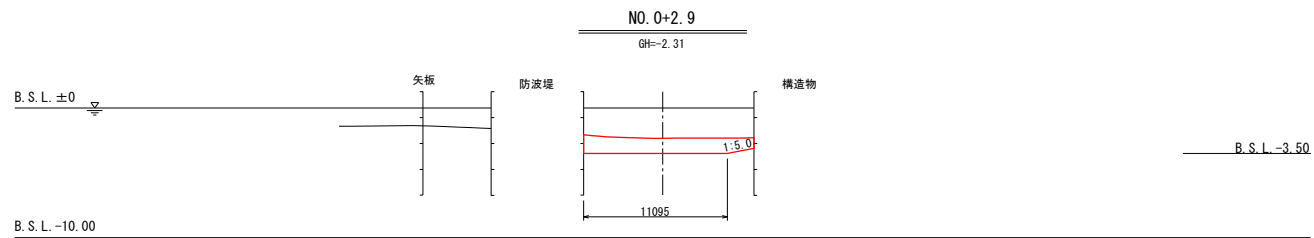
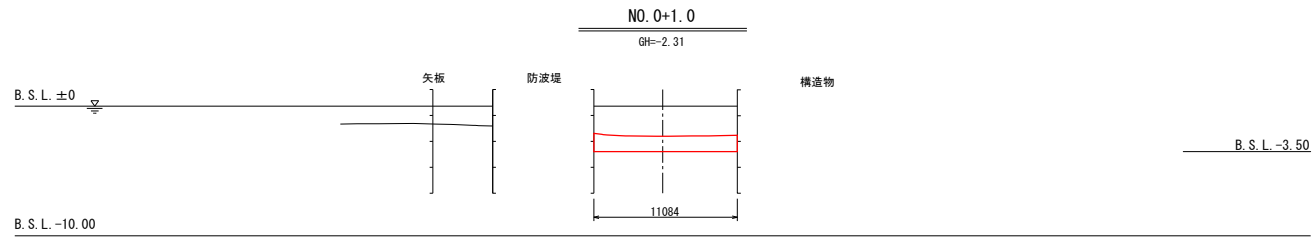
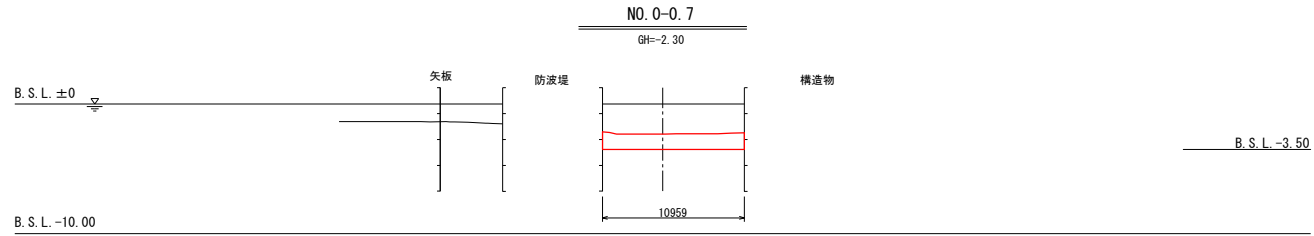


琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 名称 浚渫平面図(真野舟溜)        |      |
| 登録番号                  | 整理番号 |
| 独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所 |      |

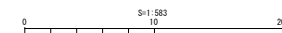
(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 協議用横断図(参考図-5)



琵琶湖基準水位 B.S.L. ±0=TP+84.371

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



名称 横断図(真野舟溜) (1/4)

登録番号 整理番号

独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所

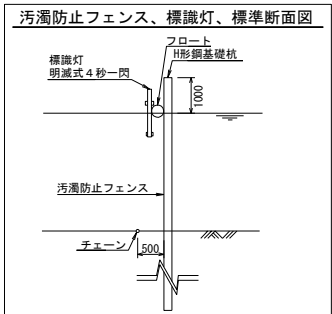
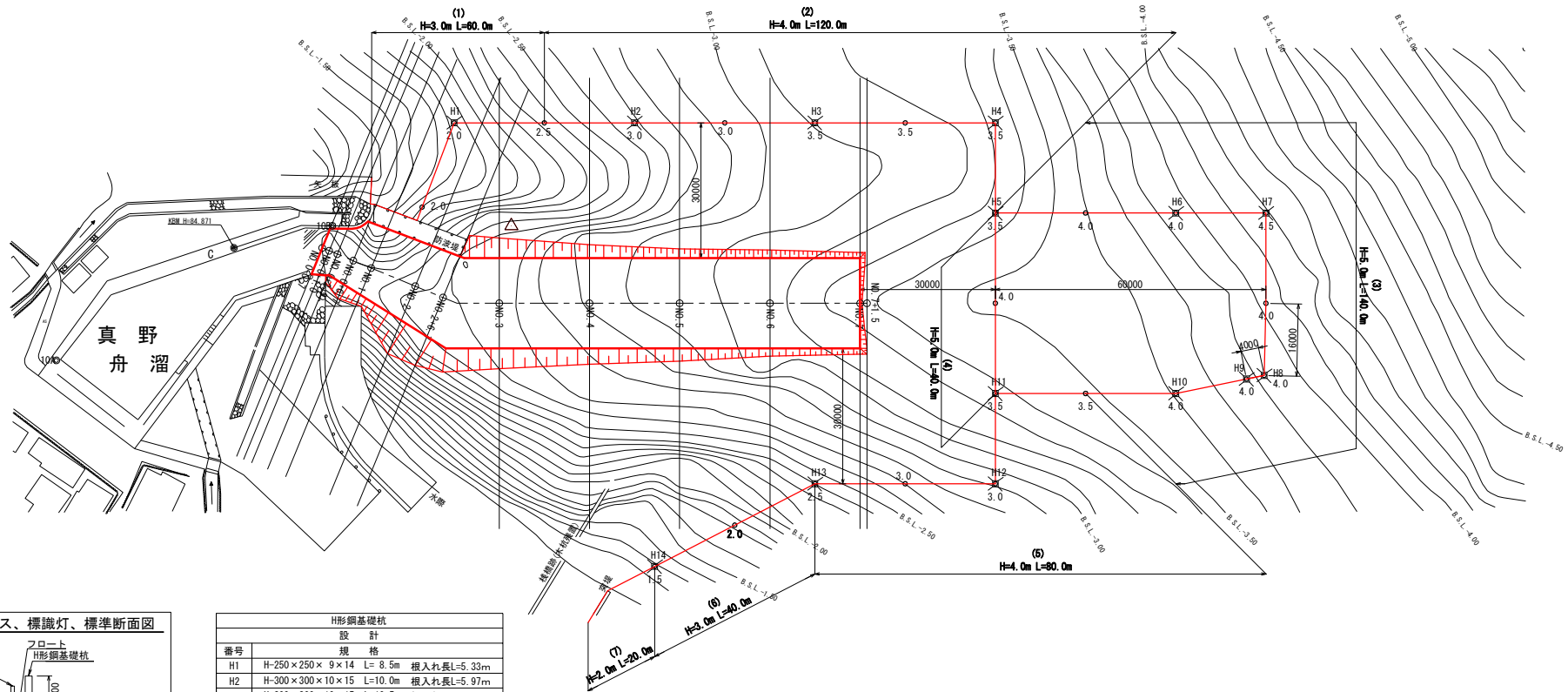
(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 協議用指定仮設平面図(参考図-6)

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



- 凡 例
- 汚濁防止フェンス継目
  - △ H形鋼基礎杭 (標識灯あり)
  - × H形鋼基礎杭 (標識灯なし)

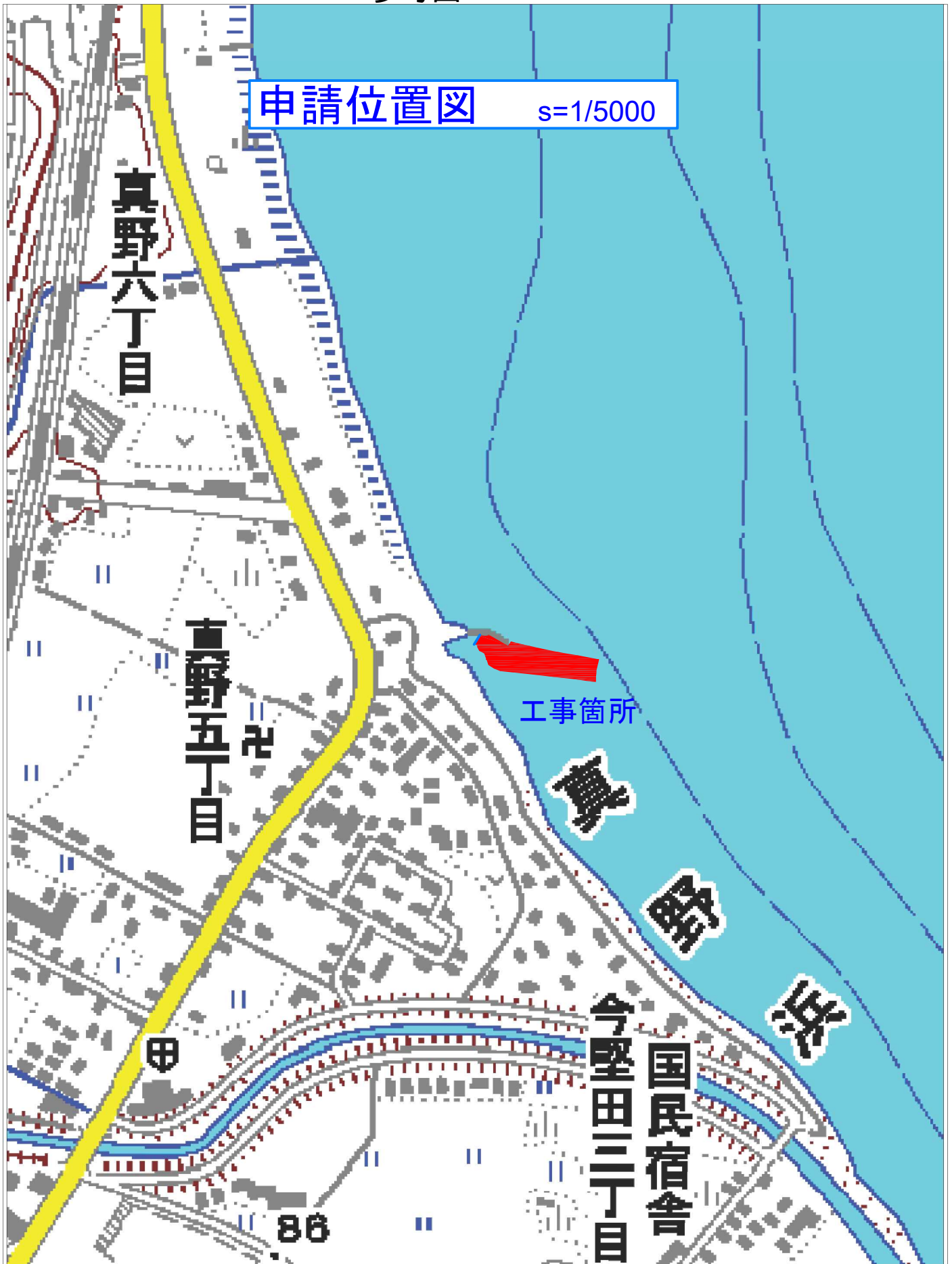


| H形鋼基礎杭 設計 |                         |      |         |
|-----------|-------------------------|------|---------|
| 番号        | 規格                      |      |         |
| H1        | H-250×250×9×14 L=8.5m   | 掘入れ長 | L=5.33m |
| H2        | H-300×300×10×15 L=10.0m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H3        | H-300×300×10×15 L=10.5m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H4        | H-300×300×10×15 L=10.5m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H5        | H-300×300×10×15 L=10.5m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H6        | H-300×300×10×15 L=11.0m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H7        | H-350×350×12×19 L=12.5m | 掘入れ長 | L=6.81m |
| H8        | H-250×250×9×14 L=10.5m  | 掘入れ長 | L=5.33m |
| H9        | H-300×300×10×15 L=11.0m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H10       | H-300×300×10×15 L=11.0m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H11       | H-300×300×10×15 L=10.5m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H12       | H-300×300×10×15 L=10.0m | 掘入れ長 | L=5.97m |
| H13       | H-250×250×9×14 L=9.0m   | 掘入れ長 | L=5.33m |
| H14       | H-250×250×9×14 L=8.0m   | 掘入れ長 | L=5.33m |

琵琶湖基準水位 B.S.L. ±0=TP+84.371

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 名称 指定仮設平面図(真野舟溜)      |      |
| 登録番号                  | 整理番号 |
| 独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合管理所 |      |

(注) これは過去業務成果物の一例です。

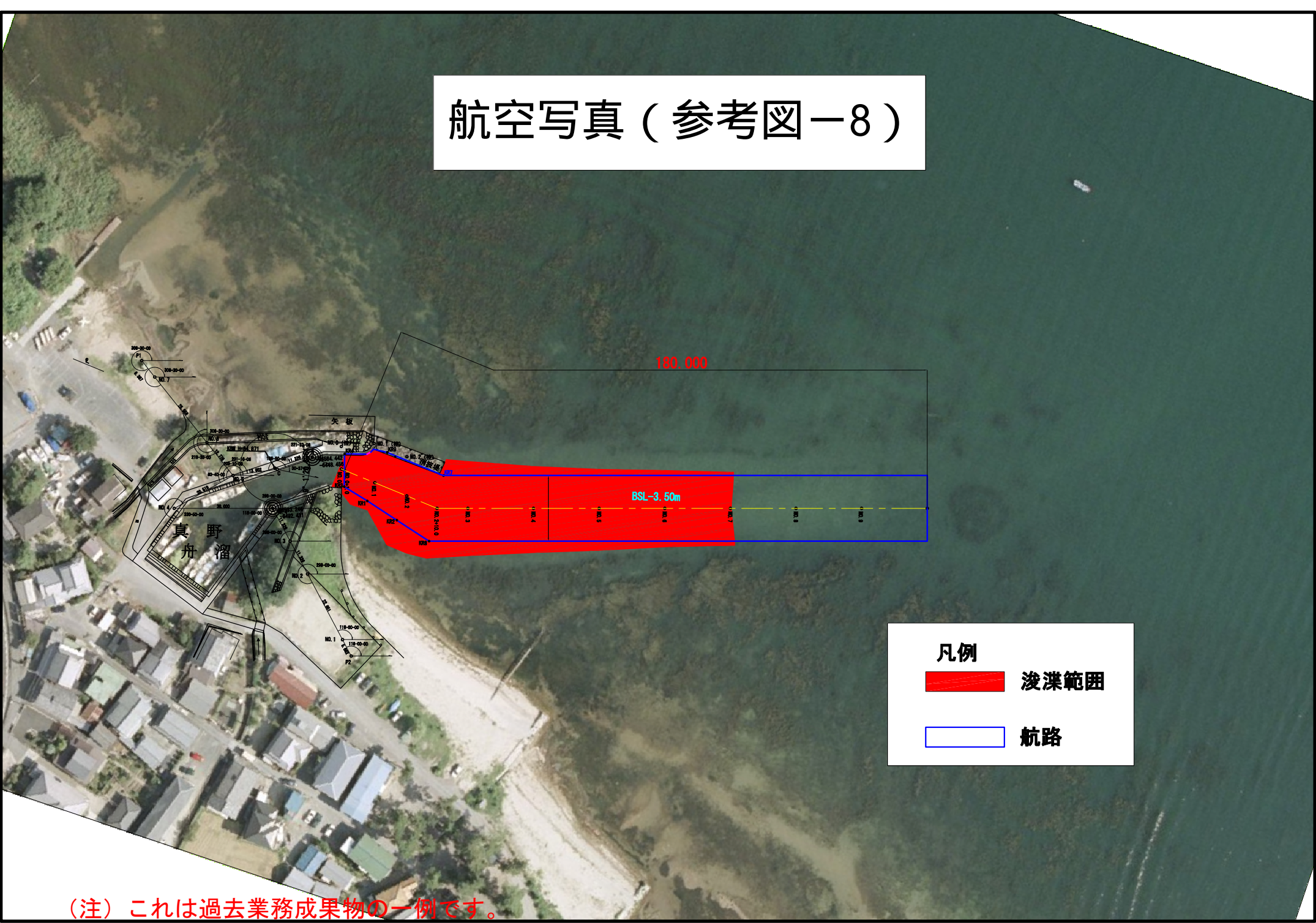


備考

真野舟溜 1/5000

(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 航空写真（参考図-8）

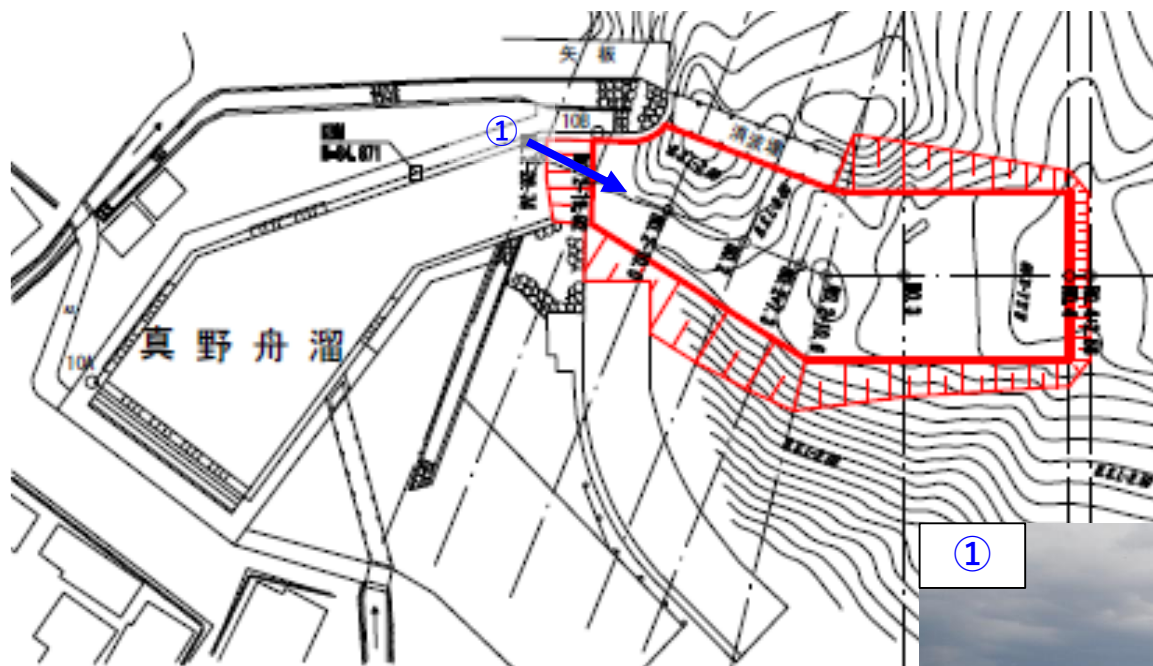


凡例

- 浚渫範囲
- 航路

(注) これは過去業務成果物の一例です。

# 現況写真（真野舟溜）（参考図 - 9）



撮影位置図



（注）これは過去業務成果物の一例です。